

せい かつ ほ ご 生 活 保 護 の し お り

せい かつ ほ ご 生活保護とは

わたし いっしょう おも びょうき し こ じぶんまた かぞく ちから
私たちの一生には、思いがけない病気や事故などによって、自分又は家族だけの力ではどうし
ても生活できなくなってしまうことがあります。

せい かつ ほ ご じぶん せい どりよく せい かつ けんこう ぶんかてき
生活保護は、自分たちが精いっぱいの努力をしてもなお生活していけないときに、健康で文化的
な最低限度の生活を保障し、一日も早く自分たちで生活できるように援助する制度です。

金 沢 市 社 会 福 祉 事 務 所

金沢市福祉健康局生活支援課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2292～4(地区担当員)

FAX 076-220-2532

生活保護が適用される要件

生活保護（以下「保護」と略します。）は、次のような活用できる能力や資産などをすべて活用した後、はじめて適用されるものです。

ただし、暴力団員は保護を受ける要件に欠けると判断されるため、保護を受けることはできません。

能力の活用

働くことができる方は、働いて収入を増やす努力をしてください。

資産の活用

生活に必要なではない財産（資産）は、処分（売却）して生活費にあててください。

※自動車の運転や保有は、原則として認められませんが、運転については、用途によっては認められる

場合がありますので、地区担当員に相談してください。また、保有については、上記の用途の場合の

ほか早期に保護脱却が見込まれる場合に、当社会福祉事務所が認めた期間、処分の保留を認める場合があります。

他の制度の活用

年金、手当、社会保険などの活用できる制度は、すべて活用してください。

◎扶養義務の優先

民法に定められた扶養義務者による扶養（親や子、兄弟姉妹からの仕送りなどの援助）は、保護に

優先して行われるものとされています。

保護が開始となった後も、上記の要件を満たすよう努めていただく必要があります。

保護を受ける手続き

申し込み

本人又は家族の方が福祉事務所に相談に来てください。やむを得ない場合は、親族など事情のよくわかる方が来てください。

調査

申請後、地区担当者が居宅の確認や関係先への調査（預貯金、生命保険、扶養義務者など）を行います。秘密は固く守ります。

決定

保護の開始又は申請の却下については、文書でお知らせします。申請後、14日以内に通知することを原則に、遅くとも30日以内には通知します。

開始

保護の要件を満たし、世帯の総収入が最低生活費を下回る場合

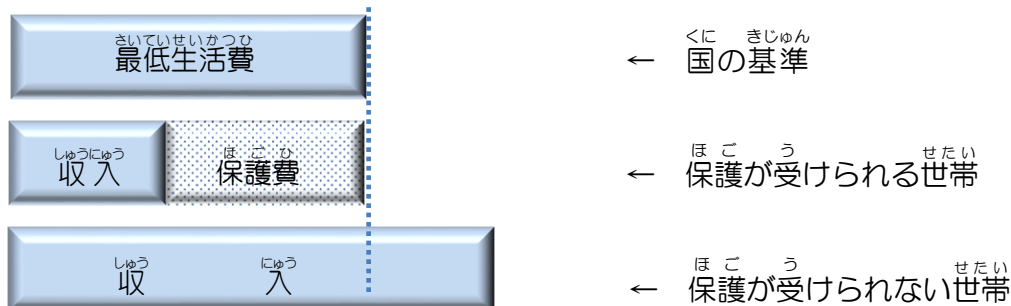
却下

保護の要件を満たさないか、世帯の総収入が最低生活費を上回る場合

※申請者の事情及び申請後の状況の変化により申請を取り下げることができます。

保護費の計算のしかた

保護費は、国が定めている最低生活費の基準と、世帯の総収入を比べて、その足りない分を補うものです。世帯の総収入とは、世帯員が働いて得た収入、年金、手当（児童手当、児童扶養手当など）や、生命保険の解約返戻金などがあります。



◎ 働いて得た収入の場合

働いて得た収入を毎月正しく申告すると、控除を受けることができます。控除には、税金、社会保険料、通勤費などの必要経費や基礎控除などが含まれています。働いて得た収入から控除額を差し引いて保護費を計算しますので、基礎控除の分は家計にゆとりができます。

保護の種類

○ 生活扶助 日常生活の費用（食料費、衣料費、光熱水費など）

（障害のある方などに、加算がつく場合があります。）

- ・ 冬季加算（11月～4月）、ただし施設入所者・入院患者は11月～3月
- ・ 期末一時扶助（12月のみ）

※1か月以上の入院が見込まれる場合には、保護費が減額されます。

○ 住宅扶助 家賃など住まいの費用

○ 教育扶助 義務教育の費用（学校用品費や給食費など）

○ 介護扶助 介護サービスを利用するための費用

○ 医療扶助 医療機関での治療及び薬局などでの調剤にかかる費用

出産扶助、生業扶助（技能習得費用や高等学校就学費用など）、葬祭扶助が受けられる場合があります。

保護費の支払方法

1か月分の保護費を、毎月、月初めに原則「口座振込」で支払います。

ほごうひとけんり 保護を受ける人の「権利」

- いちどき ほご せいとう りゆう ふりえき へんこう おこな
一度決まった保護は、正当な理由がないかぎり不利益な変更は行われません。
- しきゅう かね しなもののまた う けんり さしおさ
支給されたお金や品物又はこれを受ける権利は、差押えられることはありません。
- き ほご ないよう なったく けつてい し ひ よくじつ
決められた保護の内容に納得できないときは、決定のあったことを知った日の翌日からかぞえて
3か月以内に、石川県知事に対して、審査請求をすることができます。

ほごうひとぎむ 保護を受ける人の「義務」

- ほごう けんり たにん ゆず わた
保護を受ける権利は、他人に譲り渡すことはできません。
 - のうりよく おう きんろう はげ けんこう ほじおよ そうしん つとめ ししゅつ せつやく はか たせいかつ
それぞれの能力に応じて勤労に励み、健康の保持及び増進に努め、支出の節約を図り、その他生活
の維持、向上に努めなければなりません。
 - せたい しゅうにゅう せたいいん じょうきょう か すみ とど で
世帯の収入や、世帯員の状況などに変わりがあったときは、速やかに届け出なければなりません。
 - ほご じっしきかん たい せいかつ いし こうじょう た ほご もくてきたっせい ひつよう しどうまた
保護の実施機関は、みなさんに対して生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は
指示をすることができます。これらの指導又は指示を受けた場合、その指導又は指示に従わなければ
ならない義務があります。
- ※ まも ばあい ほごひ へんかん ほご へんこう ていし はいし
守っていただけない場合は、保護費の返還や、保護の変更・停止・廃止になることがあります。

ほごひかえ ばあい 保護費を返していただく場合

- つぎ ばあい しはら ほごひ いりょうひ かいごひ ふく ぜんがく いちぶ かえ
次のような場合には、支払った保護費（医療費、介護費を含みます。）の全額、あるいはその一部を返
していただくことになります。
- しさん
資産がありながら保護を受けた場合
 - さ せま じじょう しさん ほごう
差し迫った事情のため、資産があるにもかかわらず保護を受けたとき。
ねんきん かくしゅてあて せいめいほけん かいやくへんれいきん う さかの しきゅう
すぐに年金や各種手当、生命保険の解約返戻金などを受けられなかった方が、遡ってその支給を
受けたとき。
 - ふせい しゅだん もち ほごう ばあい
不正な手段を用いて保護を受けた場合
 - しゅうにゅう かりい かね ふく しんこく じっさい う と がく すく
収入（借入れしたお金を含みます。）があるのに申告しなかったり、実際に受け取った額より少な
く申告するなど、不正な手段を用いて保護を受けた場合は、支払った保護費を返してもらうことにな
るほか法律で罰せられることがあります。
 - ほうりよくだんいん かく ほごう ばあい
暴力団員であることを隠して保護を受けた場合
 - しはら ほごひ ぜんがく へんかん しょばつ
支払った保護費の全額を返還してもらうほか、処罰されることがあります。